

行政の焦点

最低賃金制度について

ければならないとする制度です。

そのため最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、法令に違反する場合には罰則が定められています。

《最低賃金の種類について》

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業界や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、最低賃金が定められています。なお、地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常

の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるもの、とされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定最低賃金

特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域

別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されています。

《最低賃金の対象となる賃金について》

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低

賃金の対象となります。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

(2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

(3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

(4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

(5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

(6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

《最低賃金額以上かどうかを確認する方法》

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

(1) 時間給制の場合
時間給Ⅳ最低賃金額

表1

愛知県の最低賃金

愛知労働局 労働基準監督署 公共職業安定所		
(地域別最低賃金) (効力発生日: 平成25年10月26日)		
最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	780	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。
(特定(産業別)最低賃金) (効力発生日: 平成25年12月16日)		
最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業、製鋼・製鋼延長業、鋼材製造業 (炭素鋼製鋼材を除く。)	885	左の各産業(平成19年11月適用の総務省日本標準産業分類の定義による)に属する事業場で働く労働者に適用されます。 ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	858	
計量器、測定器・分析機器、試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	813	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (炭素管真空管製造業(「電気製造業を除く。」を除く。)	823	
輸送用機械器具製造業	863	
各種商品小売業	799	
自動車(新車)小売業 (従来の自動車(新車)、自動車部品・同業小売業の最低賃金を併設したものを、従って自動車部品・同業小売業の最低賃金に引き上げ平成25年12月16日適用の時間額800円が適用される。)	846	

賃金を除外したものが最低賃金の対象となる賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となる賃金です。

賃金の対象となります。

(1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

(2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

(3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

(4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

(5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

(6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

《最低賃金額以上かどうかを確認する方法》

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

(1) 時間給制の場合
時間給Ⅳ最低賃金額

(時間額)

(2)日給制の場合

日給÷1日の所定労働時間Ⅳ最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、

日給Ⅳ最低賃金額(日額)

(3)月給制の場合

月給÷1箇月平均所定労働時間Ⅳ最低賃金額(時間額)

(4)出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5)前記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ前記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したも

のと最低賃金額(時間額)を比較します。

《最低賃金の周知義務などについて》

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る賃金額を確認し、最低賃金額以上の賃金を支払っているか確認しましょう。また最低賃金額並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があるため、パンフレットなどを掲示するなどしてください。

表2は、厚生労働省のホームページに掲載されている平成25年度版厚生労働省白書の統計データです。

これによると「最賃が適用されることは知らなかった」とする割合は減少傾向にあります。最賃額を知っているという割合はほぼ横ばいの状態です。以前は、世間相場の賃金を支払っていただい愛知県最低賃金額を下回ることはありませんで

したが、昨年の改訂額からその差は縮まってきました。愛知労働局では、毎年10月ごろに最低賃金額の改訂を行っており、すので、毎年秋になりましたら最低賃金の改訂についてご注意ください。愛知県最低賃金額を下回らないようご注意ください。

《最後に》

今までの説明内容や「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」について、また疑問や質問などありましたら最寄りの労働基準監督署、愛知労働局賃金課へお問い合わせください。

また最低賃金制度については、厚生労働省および愛知労働局ホームページに詳しい内容や統計資料を掲載していますのでご覧ください。

厚生労働省ホームページアドレス

http://www.mhlw.go.jp/

愛知労働局ホームページアドレス

http://aichi-roundoukyoku.jp/

http://aichi-roundoukyoku.jp/

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

表2

監督指導結果の推移(平成14年~平成24年 全国計)

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最賃未済労働者の状況		
	監督実施 事業場数 (A)	最賃支払 義務違反 事業場数 (B)	違反率 (B) / (A)	最賃 額を 知 る 率	金額は知ら ないが適用 されることは 知っている	最賃が適用 されること は知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数 (C)	最賃未 済労働者 数 (D)	最賃未 済労働者 率 (D) / (C)
14	14,016 件	1,283 件	9.2 %	24.6 %	60.8 %	14.6 %	204,208 人	4,363 人	2.1 %
15	13,080	860	6.6	29.1	52.7	18.3	197,402	2,723	1.4
16	12,337	678	5.5	30.2	53.1	16.7	178,757	2,321	1.3
17	11,820	753	6.4	30.9	50.5	18.6	177,086	2,087	1.2
18	10,700	731	6.8	32.6	51.8	15.6	149,523	2,376	1.6
19	20,362	1,399	6.9	33.4	56.0	10.7	299,402	4,241	1.4
20	19,550	1,318	6.7	34.7	56.5	8.8	310,782	4,081	1.3
21	9,743	833	8.5	32.5	59.7	7.8	150,126	3,393	2.3
22	13,559	1,055	7.8	34.2	57.6	8.2	192,080	3,482	1.8
23	14,398	1,481	10.4	41.3	51.8	6.9	201,362	5,275	2.6
24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2

(注) 各年とも1~12月の間の結果である。